

熱中症特別警戒アラートの運用が開始されます

4月24日より熱中症特別警戒アラートの運用を開始します。熱中症特別警戒アラートは県内全ての観測地点でWBG T(暑さ指数)が35を超えることが予測された日の前日に環境省より発令されます。発令時の対応等は、詳細が決まり次第、広報等でお知らせいたします。

4月10日は、エアコン試運転の日

熱中症予防のポイントとして、「上手にエアコンを使用すること」があります。家庭内における熱中症を予防するため、本格的な夏季を迎える前に、早期にエアコンの試運転と確認を行っておきましょう。

福祉課からのお知らせ

TEL 0493-62-0716

難病患者見舞金を支給します

○対象となる方
▼今年度申請していない方
▼申請時点で町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療

「つなぐ・つながる・みつかる」嵐山町のアート展「作品募集」

社会福祉法人 駒 まちづくりはGROOVIN では嵐山町の皆さんがご参加いただける作品展を企画しています。アートを通じて共生社会の実現を目指します。応募いただいた作品は、まちづくりGROOVINにて展示します。

応募条件

嵐山町在住・在勤の方(年齢不問)
対象作品
ジャンルは問いませんが、内容によっては相談させていただく場合があります。

展示期間

5月31日(金)～6月14日(金)
応募期限 4月30日(火)
応募方法 左記問い合わせ先に直接申し込みください。

問い合わせ先

社会福祉法人 駒 デイセンター
y.shidaira@subaru-swc.com
TEL 0493-81-4597

まぢづくり整備課からのお知らせ

ブロック塀等撤去費用を補助します
通学路の沿道等に面した倒壊のおそ

受給者証を交付されている方。ただし、障害者支援施設等に入所されている方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給されている方は支給対象外となります。該当される方はお早めに申請してください。
○見舞金額 年額5,000円
持参するもの
特定疾患等医療受給者証の写し、通帳等(振込先口座番号等が分かるもの)
○申請期日 令和7年3月31日まで

地域福祉人材育成助成金を交付します

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する方に対し助成金を交付しています。交付要件に該当する方は申請してください。

【助成額及び交付要件】

○5万円
①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方
②対象となる資格のいずれかを有し、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由により3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方

れがある危険ブロック塀を撤去する工事が対象となります。なお、工事着手前の申請が必要で、申請の期限は11月29日(金)です。
▼通学路に面したブロック塀の高さ1.0m以上、傾斜、ひび割れ等の危険ブロックの撤去工事
▼工事費用の3分の2以内の金額を補助(補助の上限は20万円)
※補助対象要件等、詳しくは公式ホームページまたはまぢづくり整備課までお問い合わせください。

耐震診断・耐震改修費用を補助します

昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅又は兼用住宅が対象となります。なお、これらは診断・工事着手前の申請が必要で、申請の期限は11月29日(金)です。

木造住宅耐震診断

埼玉県の実施する簡易耐震診断の結果安全性の総合評価が1.0未満と判断された住宅
▼耐震診断費用の2分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で3万円・町内業者で3万7千円)
○木造住宅耐震改修

耐震改修費用を補助します

▼耐震診断の結果、安全性の総合評価が1.0未満と判断された住宅
▼耐震改修費用の3分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)

○3万円

対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方を補助します。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

【助成の対象となる方】

①助成金申請日において嵐山町に住所がある方
②町税等を滞納されていない方(同一世帯に属する方も含みます)
③助成金申請日において、対象となる所在地の事業所に勤務されている方
対象となる資格 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者
対象となる事業所所在地 嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
申請 勤務を開始した日(資格取得については、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙は福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。

○耐震化促進リフォーム

▼木造住宅耐震改修工事に併せて行う住宅リフォーム
▼工事費用の10分の1以内の金額を補助(補助の上限は町外業者で20万円・町内業者で25万円)
※補助対象要件等、詳しくは公式ホームページまたはまぢづくり整備課までお問い合わせください。

住宅リフォーム費用を補助します

建築基準法に基づき確認済証の交付を受けた一戸建て住宅又は兼用住宅が対象となります。なお、工事着手前の申請が必要で、予算の範囲内の補助となります。

受付開始日

4月15日(月)
▼町内業者が施工する個人住宅のリフォームに要する費用が10万円以上の工事
▼補助額は1件5万円(補助上限額が変更になりました)
▼外構、設備、物品購入等の住宅以外の工事等は該当なりません。
※補助対象要件等、詳しくは公式ホームページまたはまぢづくり整備課までお問い合わせください。

物価高騰対応重点 支援給付金(10万円)

物価の高騰を受け住民税均等割のみ課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付金が支給されます。

支給対象者

△住民税均等割のみ世帯▽令和5年12月1日時点で嵐山町に住民登録があり、かつ世帯全員が住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。)

受給方法

町から確認書を発送(4月上旬以降)しますので確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒にて返送してください。返信期限は、5月31日です。世帯員の中で、未申告の方や令和5年1月2日以降に転入された方が居る場合は、確認書が送付されませんので、別途申請が必要です。申請期限は、5月31日です。

注意事項

確認書または申請書に虚偽の記載をして支給を受けた場合、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

詳細は、福祉課にご連絡いただくか、町ホームページをご覧ください。

うちの子「結婚」しないのかしら? 独身のお子様の結婚相談承ります
お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
まずはお気軽に仲人にご相談下さい
049-243-8428
結婚相談所 ムスベル

こんなお悩みございませんか?
手すりを取り付けたい!
スロープを設置したい!
介護と建築のプロである
介護福祉建築士がご自宅に伺い、丁寧にご提案いたします。
0493-63-1887
「なごみ空間工房」ホームページ
〒355-0221 嵐山町菅谷141-2
地域の暮らしを応援 なごみ空間工房